

働き方改革がスタートします！

ブラック企業による過労死や、労働力不足などから、安部総理の肝いりで決まった働き方改革が愈々スタートします。時間外労働の罰則付き上限規制や、年収 1,075 万円以上の専門職を労働時間の規制から外す「高度プロフェッショナル制度」年次有給休暇取得義務化など賛否を呼んだ事は記憶にあります。我々零細企業はどのように対応すればよいのでしょうか？

時間外労働については月 45 時間、年 360 時間は変わりませんが、繁忙期などは単月 100 時間等緩和措置もあります。大企業の場合は罰金等も科せられますが、中小企業には猶予期間があります。木材販売関係ではそれほど心配する事は無いと思われませんが、プレカット CAD や設計関係では残業時間管理が必要となりそうです。大企業では 2010 年から繁忙期等でも 60 時間を超える場合は割り増しが 50%と高くなっていましたが、2023 年 4 月からは中小零細企業でも適用されます。

さらに、年次有給休暇の取得義務化は人材不足の零細企業には重い負担となりそうです。10 日以上の有給が付与されている労働者に対し年間 5 日間の有給を会社側から与えなければならないとなっており、本人都合で取得していた従来の有給休暇はこの日数に含まれないようです。いままでほとんど有給を使わなかった従業員でも年最低 5 日以上は有給休暇を与えなければなりません。これを達成できない場合は 30 万円以下の罰金が課されます。ギリギリの人数で動いている会社では、各従業員 5 日間の休暇はかなり影響が出そうです。さらに、年次有給休暇管理簿を作成し、有給休暇取得基準日、取得日、取得日数を明記し 3 年間保存する必要があります。

これについて、Twitter 上には「残業代があるから何とか生活できてるのに残業規制すると国に何のメリットがあるの？国民の収入が減って景気が更に落ち込むだけじゃないの？」と言った意見もあるようです。

さて、皆様の会社はどのように対応されますか？

【情 報】

かわなべ馬事公苑ポニー祭りが開催されます！
第 18 回目になるポニー祭りに「森と木の研究所」も参加します。
木工教室のほかカービングの森で色々な遊びを体験できます。

日 時 4 月 7 日 (日) AM10:00~PM3:00

場 所 南九州市かわなべ馬事公苑の森

【定休日】

4 月は 6, 7, 13, 14, 20, 21, 28 日となります

5 月は 1, 2, 3, 4, 5, 12, 19, 25, 26 日となります

宜しく申し上げます



中小零細企業に未来はあるのか